

## 要配慮個人情報について

### 資料2

・要配慮個人情報とは、次の11の事項を含む個人情報をいい、実施機関による取得が原則として禁止されます。

番号	項目	概要	取得制限の時期
1	人種	世系又は民族的若しくは種族的出身 国籍は含まない。	今回の改正前から取得制限されているもの 改正前後で条文の文言は異なりますが、意味するところは同じです。
2	信条	個人の基本的なものの見方、考え方。 思想と信仰の両者を含む。 信仰には宗教を含む。	
3	社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位。	
4	犯罪の経歴	犯罪を犯した結果として刑罰に処せられた事実。 前科。	
	<b>刑事事件に関する手続</b>	被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと。	今回の改正により平成30年4月1日以降新たに取得制限されるもの
	<b>少年の保護事件に関する手続</b>	非行少年等として、少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	
	<b>犯罪により害を被った事実</b>	犯罪の被害を受けた事実。身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わない。詐欺被害に遭った者のリストなど。	
	<b>病歴</b>	病気に罹患した経歴。 体重や血圧等の健康情報や、血液検査の結果やレントゲン写真等は病気を推知させる情報に過ぎないため該当しない。 * 怪我については、病院等での診療結果であれば、「医師等からの指導又は診療若しくは調剤」に該当する。	
	<b>心身の機能の障害</b>	身体障害者福祉法関係	
		知的障害者福祉法関係	
		精神保健、精神障害者福祉法関係	
		特殊疾病支援法関係	
		心身の機能の障害(その他)	
	<b>健康診断等の結果</b>	医師等の医療従事者により行われた健康診断その他の検査の結果。 健康診断を受けた事実自体や、自分で計測した体温、血圧等は含まない。	
	<b>医師等による指導、診療・調剤</b>	医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 医師による診断の結果、病院を受診した事実。お薬手帳の内容など。	